

山梨県地場産業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地場産業チャレンジ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、山梨県中小企業・小規模企業振興条例（平成28年山梨県条例第3号。以下「条例」という。）第17条の規定により知事が定める中小企業・小規模企業振興計画に基づき、地場産業等の振興に関する施策の一環として、地場中小企業者等が行う、国内外の需要に対応した新たな取り組みに対して、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することにより、意欲旺盛な地場産業の事業者が、新たな取り組みに積極的にチャレンジできるビジネス環境の形成を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「地場産業」とは、地場中小企業者が営む事業をいう。また、「地場中小企業者」とは、条例第2条第1号に定めるもののうち、製造業に属する事業を主たる事業として営むものをいう。

2 この要綱において「補助対象となる地場産業」とは、「地場中小企業者」が営む産業のうち、特に、ジュエリー産業、テキスタイル（織物）産業、ワイン製造、日本酒製造、山梨県郷土伝統工芸品に属する事業を主たる事業として営むものとする。

3 この要綱において「地場産業グループ」とは、二以上の企業者の集まりであって、その構成員の2/3以上が「補助対象となる地場産業」を営むものであるものをいう。

4 この要綱において「海外展開」とは、海外への直接的な事業展開の他、インバウンド需要への対応や、Eコマースやオンライン等による海外へのアプローチのことをいう。

(補助対象事業等)

第4条 知事は、地場産業グループが行う次の項目に該当する事業であって、次に掲げるもののうち必要と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 地場産業グループが取り組む、海外展開に必要な調査事業、新たな商品開発、人材確保及び認証等の取得。
- (2) その他、補助金の目的に資する事業で知事が認めるもの。

(交付の対象となる経費)

第5条 交付の対象となる経費は、補助事業者が行う補助対象事業に必要な経費であって、別表1「補助対象経費等」のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、補助事業の実施に伴い収入が発生する場合は、補助事業に要する経費から当該収入相当額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助率)

第6条 知事が交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

- 第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(審査委員会の設置)

- 第8条 知事は、前条第1項の規定により補助事業者から提出された補助金交付申請書の計画内容及び補助金交付の適否を審査するため、審査委員会を設置するものとする。
- 2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(交付の決定)

- 第9条 審査委員会は、第7条により申請のあった事業を別表2の評価項目について審査し、その結果を知事に報告するものとする。
- 2 知事は、第7条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を補助事業者に求めることができる。
- 3 知事は、前項による交付の決定に当たっては、第7条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第7条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第10条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各経費区分の相互間においていずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項を承認する場合において、必要に応じ内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、補助事業遅延等報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第14条 知事は、補助事業者に対して補助事業の遂行及び収支の状況について、必要に応じ補助事業遂行状況報告書（様式第6号）の提出を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、若しくは第12条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して1箇月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第16条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、別に定めるものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付の方法)

第17条 補助金は、補助事業完了後、実績報告書に基づき当該補助金額を確定し交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払とすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により、補助金の概算払を受けようとする

きは、補助金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額等の額の確定に伴う報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第19条 知事は、次に掲げる場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 補助事業者が、補助事業において、事業の完了日した日から5年以内に営業を廃止したとき。

(2) 補助事業で実施した事業に関連して、法令等に違反する事実が確認されたとき。

(3) その他、返還が相当と認める事由があったとき。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（様式第10号）を備え、管理しなければならない。

（財産の処分制限）

第21条 補助事業者は、取得財産等については、知事が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分申請書（様式第11号）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（帳簿等の整備）

第22条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度

の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第21条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（産業財産権等に関する届出）

第23条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、産業財産権届出書（様式第12）を知事に提出しなければならない。

（成果の発表）

第24条 知事は補助事業により行った事業の成果について、補助事業者に発表させることができる。

（雑則）

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表1（第5条関係） 補助対象経費等

補助対象経費		限度額	補助率
経費区分	経費の内訳		
謝金	講師及び助言者等謝金	1 補助事業 200万円	補助対象経費 の1/2以内
旅費	講師及び助言者等旅費、研修旅費、打合せ旅費、展示会旅費 バイヤー招聘旅費等		
庁費	会場借上費、会場整備費、通信運搬費、賃金、教材費、受講料、広告宣伝費、印刷製本費、通訳料、翻訳料、保険料、産業財産権等取得費、市場調査費、コンサルタント費、商品パッケージ改良費、消耗品費、使用料、制度認証に係る手数料等		
委託費	事業の一部を委託する経費		
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費		

※会場整備と広告宣伝など複数の経費を同時に一社へ委託する場合の経費区分は、委託費とする。

※個人に係る海外旅行保険は対象外とする。

※グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された旅費は対象外とする。

※賃金は補助事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者を対象とする。
(作業日報、雇用関係書類等の作成が必要)

別表 2 (第 9 条関係) 「評価項目」

審査区分	評価項目
事業対象となる製品等の概要	地場産業製品等の特徴と競争力について
事業目的・目標と課題	事業目的・目標の的確性 課題の認識と解決方法
実施内容	実施内容・規模の妥当性
実施体制	実施体制・手段の実効性
事業実施の効果	事業の継続性 波及効果
その他 行政課題や産地振興の取り組み	デジタル化への取り組み 人材育成への取り組み 賃上げへの取り組み 等